

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループの経営理念は、「お客様第一主義」であります。伊藤園グループ基本綱領の中で、当社グループは企業の永続的な成長・発展と企業価値を高めるため、国・地域社会・消費者・株主・販売先・仕入先・金融機関等の利害関係者と協調し、企業の社会的責任を果たすことを経営の根幹としております。

この経営理念が、当社グループの企業倫理の基本的な考え方であり、コーポレート・ガバナンスを支える不変の真理であります。当社グループはこの理念に基づき、全ての利害関係者の信頼に応え、持続可能な社会の実現に向けた経営を全役員及び全従業員一丸となって積極的に推し進めます。

適切なコーポレート・ガバナンスを実現するために、監査役会設置会社である当社は、監査役が当社グループ会社の代表取締役あるいは担当取締役、執行役員または従業員に対し、営業の状況、意思決定のプロセス等の確認を行い、監査を実施しております。

監査役は、取締役会に毎回出席し、監査の状況につき会社全般または、個別案件ごとに客観的、且つ公平に意見を述べると共に監査役会での監査方針に従い取締役の業務執行を監査しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4 - 11(1) 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会の人数は、定款で定める員数以内とし、その構成については、取締役会における実効性ある意思決定及び実質的な議論を確保するために必要かつ適切な人数で構成することを基本としつつ、提出日現在において女性取締役は不在ですが、ジェンダ - や国際性の面を含む多様性及び専門性の確保の観点にも十分配慮して選任できるよう努めてまいります。

(当社ガイドライン第6条(取締役会の構成))

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を示すものとして、取締役会の決議に基づき、「株式会社伊藤園 コーポレートガバナンス・ガイドライン」(以下「当社ガイドライン」)を定め、当社ホームページにおいて開示しておりますので併せてご参照ください。

<https://www.itoen.co.jp/csr/governance/>

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、原則として株式を保有しない方針です。但し、株式を保有することにより、円滑な取引、仕入、または資金調達ができることと判断できる場合に政策保有を行っております。また当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると認められない場合には段階的に縮減する方針としております。

上記但し書きに基づき保有する上場株式(以下「政策保有株式」といいます)について、毎年の取締役会で、個別銘柄毎に投下資本に対するリターンが資本コストを上回っているかを検証しております。また、中長期的な取引先との関係維持・強化の観点から、保有意義の確認を行い、経済合理性と保有意義が希薄化してきた銘柄については、相手先と対話の上、売却及び縮減を進めることを取締役会において確認しております。

政策保有株式にかかる議決権の行使については、各議案の内容を精査し、当社及び保有先の企業価値の向上に資するものか否かを総合的に判断した上で適切に行います。

(当社ガイドライン第14条(株式の政策保有に関する方針))

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社がその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社及び株主共同の利益等を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとしております。

(当社ガイドライン第13条(関連当事者間取引の管理体制))

【原則2 - 6 企業年金のアセットオ - ナ - としての機能発揮】

当社には、企業年金基金制度はありません。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1) 経営理念、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1. 基本的な考え方」及び当社ガイドライン第1条(経営理念とコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)をご参照ください。

(2) 経営戦略、業績

以下当社ホームページをご参照ください。

経営戦略:

https://www.itoen.co.jp/finance_ir/growth/

直近の業績:

https://www.itoen.co.jp/finance_ir/performance/

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、固定月額報酬と業績連動報酬で構成するものとしております。社外取締役の報酬は、固定月額報酬の

みとします。固定月額報酬は、株主総会にて決議された報酬枠の範囲内において、指名・報酬委員会の審議を尊重し、その職位に応じて前年度の業績及び当年度の計画達成状況等も勘案の上決定します。業績連動報酬は、業績連動報酬型新株予約権制度により、各担当役員に付与される新株予約権は業績を厳密に評価して決定します。取締役の個別報酬等は、取締役会にて決議した報酬基準に基づき決定するものとします。

(当社ガイドライン第9条(取締役の報酬決定方針及び決定手続き))

監査役の報酬は、株主総会にて決議された報酬枠の範囲内とし、固定月額報酬のみとします。監査役の報酬は、監査役会において各監査役の協議の上、決定するものとします。

(当社ガイドライン第10条(監査役の報酬決定方針及び決定手続き))

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たったの方針と手続き

当社ガイドライン第7条(取締役の指名方針及び指名・解任手続き)および第8条(監査役の指名方針及び指名手続き)をご参照ください。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

以下当社ホームページに掲載しております「株主総会招集ご通知」をご参照ください。

https://www.itoen.co.jp/finance_ir/stock/notice_backnumber/

【補充原則4-1(1)】取締役会の決定事項および経営陣に対する委任の範囲

当社取締役会は、経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、法令上取締役会が決定すべき事項とされている重要な業務執行の決定等を通じて、迅速・果敢な意思決定を行っております。

上記の重要な業務執行の決定等以外の業務の執行及びその決定については、執行役員会等の下位の会議体及び当該業務の担当役員、執行役員等に権限委譲を行うとともに、取締役会はそれらの会議体及び役員等の職務執行の状況を監督しております。

(当社ガイドライン第5条(取締役会の役割))

【補充原則4-1(3)】最高経営責任者等の後継者計画

当社は、代表取締役社長等の経営者育成を含む人材育成プログラムに取り組んでおります。なお、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会を設置しております。

【原則4-9 社外役員の独立性判断基準】

当社ガイドライン「別紙 当社の独立社外役員にかかる独立性判断基準」をご参照ください。

【補充原則4-11(2)】取締役・監査役の上場会社の役員兼任状況

以下当社ホームページに掲載しております「有価証券報告書」をご参照ください。

https://www.itoen.co.jp/finance_ir/securities_backnumber/

【補充原則4-11(3)】取締役会実効性評価

当社は、取締役会の実効性に関する分析および評価を2015年度より実施し、取締役会の機能向上に努めております。

具体的には、取締役会の構成や役割・責務、運営状況や審議方法など、取締役会に関連する全般的な事項について取締役および監査役を対象とした調査を行ったうえで、その分析結果について取締役会での評価を行っております。

当該評価の結果において、当社の取締役会の実効性は十分確保されていると判断いたしました。今後の課題としては、中長期経営計画に関する、更なる議論の必要性が認められました。また、より一層の情報支援体制強化と執行状況の定期的な報告の徹底、情報共有の精度向上といったことも課題として挙げられました。

今後は課題の解決を通じて取締役会の機能向上を図り、引き続き更なる改善に努めてまいります。

【原則4-14 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役及び監査役が、その役割及び機能を果たすために必要とする情報を収集・提供し、取締役及び監査役の職務執行を支援するほか、必要な研修等を実施いたします。

当社の社外取締役及び社外監査役については、その役割及び機能を果たすために、当社グループの経営戦略、経営計画、各種事業の状況、経営課題等につき、その就任時および就任後適時に、各主管部署からの説明などにより、十分な理解を図ります。

(当社ガイドライン 第11条(取締役及び監査役の研修等の方針))

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、自己の資本コストを的確に把握した上で、経営陣幹部等による株主との建設的な対話を通じて、株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資、人材投資等を含む自らの経営方針を分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行います。

(当社ガイドライン 第16条(株主との建設的な対話に関する方針))

詳細については、本報告書「IRに関する活動状況」をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
グリーンコア株式会社	17,403,400	19.51
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	7,665,013	8.59
公益財団法人本庄国際奨学財団	5,200,000	5.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,630,200	5.19
本庄八郎	2,446,230	2.74
伊藤園従業員持株会	1,996,774	2.24
東洋製罐グループホールディングス株式会社	1,955,200	2.19

株式会社りそな銀行	1,933,100	2.17
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン(インターナショナル) リミテッド 131800	1,609,600	1.80
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	1,594,900	1.79

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	4 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	35名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	14名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
田口 守一	学者													
臼井 祐一	その他													
田中 豊	税理士													
高野 秀夫	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田口 守一			田口守一氏は、当社との独立性を有する社外取締役です。長年にわたり大学及び大学院教授として法務の研究に携わっており、専門的見地より適切な助言をいただき、独立役員として適任であります。また、田口守一氏は、当社の元常務取締役田口寛氏の実兄であります。田口寛氏は2012年7月に退任しておりますので、田口守一氏の独立性に問題はないと判断しております。加えて、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

臼井 祐一		臼井祐一氏は、長年にわたり警察官としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、また物流企業にて直接会社経営に関与した経験も有ります。その多様な経験と見識により、当社の経営を監督・監視していただいているため、社外取締役として選任しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
田中 豊		田中豊氏は、税理士としての専門的な知見と幅広い知識及び経験を有しており、社外監査役としての経験もあります。その多様な経験や知識を活かし、経営の監督を行っていただいているため、社外取締役として選任しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
高野 秀夫		高野秀夫氏は、長年東京商工会議所において様々な企業の経営支援に深く参画してきました。その豊富な経験と幅広い見識を活かし、客観的に経営の監督を行っていただくため、社外取締役として新たに選任しました。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	なし
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	なし

補足説明

当社は、取締役等の指名・報酬などの事項について指名・報酬委員会を設置しております。これにより社外取締役の適切な関与・助言を得、今まで以上に取締役会機能の独立性・客観性と説明責任を強化します。なお、指名・報酬委員会は、委員3名以上で組織し、取締役及び2名以上の社外取締役または社外監査役で構成します。

指名・報酬委員会は、取締役の諮問機関として下記内容を審議し、取締役会に答申します。

- (1) 取締役候補者の選任に関する事項
- (2) 役付執行役員に関する事項
- (3) 取締役及び執行役員の報酬枠に関する事項
- (4) 取締役及び執行役員の報酬制度に関する事項
- (5) その他、取締役会からの諮問事項
(当社ガイドライン第4条(指名・報酬委員会))

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人と年度計画策定に始まり、事業年度を通じて定期的会合及び往査への立会を行い、監査手続き、日程及び監査の実施状況・結果等に関して説明を受け、意見交換を行なっております。
また、当社の内部監査部は代表取締役直轄部署として、他の部門から独立した形で設置され、業務全般に亘る監査、内部統制システムの整備・

運用状況の監査等を行っております。監査役は、内部監査部の実施する監査への同行、内部監査報告書閲覧等を通じて、適宜情報及び意見交換を行なう等、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高澤嘉昭	弁護士													
長澤正浩	公認会計士													
宮嶋孝	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高澤嘉昭			専門性を重視して選任いたしました。高澤嘉昭氏は、当社との独立性を有する社外監査役であり、弁護士として法務的な観点から監査体制の強化を図るため、独立役員として適任であります。
長澤正浩			専門性を重視して選任いたしました。長澤正浩氏は、当社との独立性を有する社外監査役であり、会計士として会計的な観点から監査体制の強化を図るため、独立役員として適任であります。また、長澤正浩氏はあずさ監査法人の出身者であります。長澤正浩氏の独立性に問題はないと判断しております。
宮嶋孝			専門性を重視して選任いたしました。宮嶋孝氏は、長年の金融機関における経験とともに、経営に携わる経験もあり、金融・財務に関する幅広い知識と見識を有しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	6名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者をすべて独立役員にしております。

【インセンティブ関係】

該当項目に関する補足説明

1. 2004年7月28日定時株主総会決議に基づくもの(株式会社伊藤園第2回新株予約権)
- (1)新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時)
当社普通株式 146,000株
- (2)特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社および当社子会社は、2002年8月より役員退職金の新規積立を停止しておりましたが、2004年9月より役員退職慰労金制度を廃止いたしました。これに伴い、役員退職慰労金の過去積立未精算分につきましては、金銭での支給は行わず、当社および当社子会社の役員が当該会社を退任するまで、権利行使できないことを条件とし、権利行使価額を1株当たり1円に設定した新株予約権を無償で発行いたしました。
2. 2011年7月26日定時株主総会決議に基づくもの(株式会社伊藤園第10回新株予約権)
- (1)新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時)
当社普通株式 19,300株
- (2)新株予約権を発行する理由
当社の取締役の報酬の一部について、当社の株価との連動性を高め、株価変動による影響を株主の皆様と共有する立場に置くことによって、取締役の当社の株価や業績への関心度を高め、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を1株あたり1円に設定した新株予約権を業績連動株式報酬型ストックオプションとして無償で発行いたしました。
3. 2011年7月26日定時株主総会決議に基づくもの(株式会社伊藤園第11回新株予約権)
- (1)新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時)
当社普通株式 21,700株
- (2)新株予約権を発行する理由
当社の取締役の報酬の一部について、当社の株価との連動性を高め、株価変動による影響を株主の皆様と共有する立場に置くことによって、取締役の当社の株価や業績への関心度を高め、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を1株あたり1円に設定した新株予約権を業績連動株式報酬型ストックオプションとして無償で発行いたしました。
4. 2011年7月26日定時株主総会決議に基づくもの(株式会社伊藤園第12回新株予約権)
- (1)新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時)
当社普通株式 19,500株
- (2)新株予約権を発行する理由
当社の取締役の報酬の一部について、当社の株価との連動性を高め、株価変動による影響を株主の皆様と共有する立場に置くことによって、取締役の当社の株価や業績への関心度を高め、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を1株あたり1円に設定した新株予約権を業績連動株式報酬型ストックオプションとして無償で発行いたしました。
5. 2011年7月26日定時株主総会決議に基づくもの(株式会社伊藤園第13回新株予約権)
- (1)新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時)
当社普通株式 15,100株
- (2)新株予約権を発行する理由
当社の取締役の報酬の一部について、当社の株価との連動性を高め、株価変動による影響を株主の皆様と共有する立場に置くことによって、取締役の当社の株価や業績への関心度を高め、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を1株あたり1円に設定した新株予約権を業績連動株式報酬型ストックオプションとして無償で発行いたしました。
6. 2011年7月26日定時株主総会決議に基づくもの(株式会社伊藤園第14回新株予約権)
- (1)新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時)
当社普通株式 17,900株
- (2)新株予約権を発行する理由
当社の取締役の報酬の一部について、当社の株価との連動性を高め、株価変動による影響を株主の皆様と共有する立場に置くことによって、取締役の当社の株価や業績への関心度を高め、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を1株あたり1円に設定した新株予約権を業績連動株式報酬型ストックオプションとして無償で発行いたしました。
- ()行使期間が終了していないもののみ記載しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社内監査役、社外監査役、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

新株予約権の目的となる株式数

	発行日現在	対象者
(1)株式会社伊藤園第2回新株予約権	146,000株	25名
(2)株式会社伊藤園第10回新株予約権	19,300株	15名
(3)株式会社伊藤園第11回新株予約権	21,700株	14名
(4)株式会社伊藤園第12回新株予約権	19,500株	12名
(5)株式会社伊藤園第13回新株予約権	15,100株	8名
(6)株式会社伊藤園第14回新株予約権	17,900株	8名

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2020年4月期におきまして、当社の役員報酬の内容は以下のとおりとなっております。

取締役(社外取締役を除く) 643百万円 9名
監査役(社外監査役を除く) 13百万円 2名
社外役員 62百万円 6名

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等は、固定月額報酬と業績連動報酬で構成されており、監査役報酬は、固定月額報酬のみとしております。なお、役員賞与及び役員退職慰労金につきましては2002年7月に廃止しております。

固定月額報酬は、株主総会にて決議された報酬枠の範囲内において、その職位毎に応じて決定しております。

業績連動報酬は、業績連動報酬型新株予約権制度を導入しており、各担当役員に付与される新株予約権は業績を厳密に評価して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対して、適宜情報提供や資料送付をしており、必要に応じて説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の主要な経営機構は、取締役会、監査役会等があります。取締役会は、原則月に1回開催され、経営の基本方針・経営戦略等の重要事項を協議決定する他、取締役の業務執行の監督を行っております。また、取締役14名中4名は社外取締役であり、独立的立場から職務執行を監督・牽制する機能を担っております。

監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役3名(いずれも社外監査役)で構成され、取締役会等の重要会議への出席、重要書類の閲覧、業務執行部署への往査等を通じて、取締役の職務執行の適法性を中心に監査し、必要に応じて意見表明をしております。監査役会は、原則毎月1回開催され、監査に関する重要事項を協議決定する他、監査実施状況、課題認識等の情報共有及び意見交換等をしております。

東京証券取引所に独立役員として6名届け出をしており、いずれも客観的・中立的視点に立った監査・監督機能を発揮し、健全なコーポレート・ガバナンスの形成に貢献しております。

代表取締役の直轄部署である内部監査部は、年間計画・方針に則り、社内の各部署及びグループ子会社の業務監査並びに内部統制監査を実施し、監査概要を毎月の執行役員会で報告する他、同部が作成する指摘事項に対する改善状況を含めた部署別の監査報告書を代表取締役、監査役等が閲覧しております。監査役は、内部監査部の実施する監査への同行、内部監査報告書閲覧等を通じての情報共有・意見交換等により、実効性のあるグループ監査体制の構築に努めております。

会計監査人は有限責任あずさ監査法人を選任しております。会計監査人は、所定の監査計画と監査基準に則り、独立的・中立的視点から会計の専門家としての高度な専門知識に基づいて会計監査を実施しております。会計監査人の監査の相当性につきましては、監査役が検証しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役設置会社として、監査役4名中3名が社外監査役であり、各々の専門的知見(法務・財務・会計)を基に、独立的立場から忌憚のない意見を表明する等、取締役の職務執行の適法性等を適切に監査していること、また、4名の社外取締役は学識経験者、大手企業役員経験者、税務に関する専門的な有識者及び経営に関する幅広い見識者であり、経営の効率化、経営判断の妥当性等に関して、高い見識と豊かな経験に基づく適正な監督機能が発揮が期待されること等から、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の原則3週間前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は4月のため、株主総会を7月下旬に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォンを使用したインターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文招集通知(要約)を作成し、和文と同日に当社グローバルサイトで開示しております。
その他	招集通知を発送日より原則約1週間前に当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	<p>1. 情報開示の基本姿勢</p> <p>当社では、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則に沿って情報開示をおこなっております。</p> <p>また、投資家や株主をはじめとした全てのお客様との建設的な対話と適切なコミュニケーションのため、財務情報のみならず、経営戦略やマーケティング戦略、「茶産地育成事業」や「茶殻リサイクルシステム」をはじめとしたコーポレート・サステナビリティとしての取組み、また茶カテキンの有用性を代表とした研究開発などの非財務情報についても積極的に情報提供し、当社をより理解していただくよう努めております。</p> <p>2. 情報の開示方法</p> <p>東京証券取引所が定める適時開示規則に該当する重要情報の開示は、同規則に従い、同取引所の提示するTDnetに登録します。登録後には、報道機関に同一の情報を提供するとともに、速やかに当社ホームページに同一の資料を掲載することに努めております。</p> <p>3. 業績予想と該当資料の扱い</p> <p>当社の開示資料の中で、現在の計画、見通し、戦略などにつきましては、現時点で入手可能な情報から得られた当社の経営者の判断に基づいております。従いまして、実際の業績は、様々な重要な要素によりこれらの業績見通しとは大きく異なる結果となりうることもあるため、全面的に依存することはお控えください。また、開示資料はあくまで当社をより深く理解していただくためのものであり、必ずしも投資をお勧めするためのものではありません。</p> <p>4. 沈黙期間</p> <p>決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するために、中間期および通期決算につきましては、決算締め日から決算発表日までの一定期間を、また四半期決算につきましては、決算発表日までの一定期間を沈黙期間とし、この期間は業績に関するコメントやお問合せに関する一切のコメントを差し控えていただきます。ほか、個別ミーティング、会社説明会の開催を控えていただきますのでご了承ください。ただし、沈黙期間であっても、発生した事象が適時開示に該当する場合には適時開示規則に従い公表いたします。</p>	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	継続的に全国各地で個人投資家向けIRセミナーを実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算・通期決算については、決算発表後速やかに決算説明会を開催し、当社社長自らが出席し説明を行っております。また、メディア媒体(マスコミ、食品業界紙など)を対象にした説明会もあわせて開催しております。	あり

海外投資家向けに定期的説明会を開催	北米・欧州を中心に投資家訪問または電話会議を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	<p>当社ホームページにおいては、公平性の観点から決算発表後に「決算短信」、「決算説明会資料(IR資料)」などを速やかに当社ホームページに掲載し、機関投資家、個人投資家などすべてのお客様が閲覧できる環境を整備しております。</p> <p>その他にも、「伊藤園統合レポート」、「事業報告書(株主の皆様へ)」、「販売状況」、「IRニュースリリース」、「有価証券報告書」、「株主総会招集ご通知」など、投資判断に資する情報を積極的に開示することで企業理解の促進と社会からの適正な評価、中長期的な企業価値の向上を目指しています。</p> <p>なお、外国人投資家にも配慮し、「決算短信」、「決算説明会資料(IR資料)」、一部の「IRニュースリリース」および「伊藤園統合レポート」の英語版を、当社グローバルサイトに掲載しております。</p>	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部の所管として財務経理部 財務・IR課を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社の経営理念「お客様第一主義」に基づき、「伊藤園グループコンプライアンス行動基準の手引」、「伊藤園グループCSR憲章」、「伊藤園グループ環境方針」、「伊藤園グループ人権方針」、「伊藤園グループ調達方針」等で、各ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社は、中長期経営計画を実現するために、CSR/CSV経営の実践とESGへの取り組みの当社は、中長期経営計画を実現するために、CSR/CSV経営の実践とESGへの取り組みの強化を重要戦略のひとつと位置づけ、社会課題解決と企業価値の両立を目指しております。このため「伊藤園グループCSR憲章」を定め、国際規格「ISO26000/国内規格」JIS Z 26000を導入・活用し、組織統治・人権・労働慣行・環境・公正な事業慣行・消費者課題・コミュニティへの参画及びコミュニティの発展の、7つの中核主題に対する取組みを実施しております。</p> <p>環境課題については、2020年9月に「伊藤園グループ環境方針」のもと「伊藤園グループ中長期環境目標」を策定し、環境負荷低減に取り組んでいます。また、環境活動の持続的な改善に有効な手段として、ISO14001の認証を全社部門において取得し、環境マネジメントを推進しております。廃プラスチック問題につきましては、2020年9月に「伊藤園グループプラスチックに関する方針」を策定し、2030年までにペットボトルに使用するリサイクル素材等の割合を100%にすることを目指し、資源循環に取り組んでいます。</p> <p>人権、労働慣行については、2020年3月に「伊藤園グループ人権方針」を策定し、同方針に沿った取組みや社内研修を推進していきます。なお、「茶産地育成事業」「茶殻リサイクルシステム」など当社の特長的な取組みや、その他のテーマを含む当社のCSR/ESGの取組みについては、下記ウェブサイトおよび統合レポートでの情報開示を行っております。 https://www.itoen.co.jp/csr/</p> <p>当社グループの経営理念であります「お客様第一主義」のもと、社会に求められる企業としてESGへの取り組みを強化し、中長期ビジョン「世界のティーカンパニー」の実現に向けて、新たな食文化の創造と生活提案を行い、社会課題解決と企業価値の両立を目指すCSV(共有価値創造)経営を実践してまいります。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>当社は、上述のディスクロージャーポリシーを踏まえて、投資家、株主をはじめとしたステークホルダーの皆様へ積極的に開示及び対話を通じて、的確な企業情報の提供を行い、十分に当社を理解していただけるよう努めております。</p>

その他

伊藤園グループは、創業以来、実力主義の考え方のもと、社員が真の「和」の精神に基づき切磋琢磨することで個人の能力・スキルや労働意欲を高める環境づくりを行ってまいりました。多様な人材が活躍できる企業こそが永続的な成長と発展を実現できる会社だと考えております。

当社では、出産や育児、介護など各ライフイベントにおいて、社員とその家族に対する総合的な支援制度を「ファミリーサポート制度」とし、社員が安心して働き続け、ワークとライフのバランスを保ちながら充実した生活が送れるように環境の整備を行っております。

直近の取組みとしては、育児休業の拡充(一部有給化)や病気との両立支援(柔軟な働き方)、不妊治療への支援(休職・補助金)や介護に対する支援(時間や日数を短縮できる勤務制度、介護専用相談窓口の設置等)を制度化いたしました。

育児との両立支援、女性の更なる活躍推進については行動計画を策定し強化しております。2020年3月には、厚生労働省より「次世代育成認定マーク(愛称:くるみん)」の3度目の認定を受けました。

また、障がい者雇用にも積極的に取り組んでおります。定着率の向上を図るため、採用前に事前実習を実施し本人と職場との適性を確認しております。入社後は人事部門の専属指導員による定期面談や職場・地域の支援センターとの連携により、障害特性を理解した上で働きやすい環境づくりに取り組んでおります。

そのほか2020年3月には、経済産業省と日本健康会議が共同で実施する「健康経営優良法人2020(大規模法人部門)」の認定を3年連続で取得いたしました。社員の健康保持・増進に対する方針「健全かつ安全な職場の維持」を基本として、法定項目以上の定期健康診断の実施・全事業所でのストレスチェックの受検、婦人科健診や禁煙治療のサポート体制の構築、健診に「胃内視鏡検査」を導入し早期発見や予防強化に努めたことを評価していただいております。今後も社員が健康で生き活きと働くことができる職場環境の整備を推進していきます。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、経営理念であるお客様第一主義に基づき、全ての利害関係者の利益に沿い信頼に応えることを基本とし、業務運営の透明性を高め、伊藤園グループの内部管理体制の有効性・効率性を更に向上させるため、内部統制システムの監査を行い、その監査結果は、取締役専務執行役員を委員長とする内部統制推進委員会において審議され、必要に応じ取締役会または、執行役員会に報告することで、牽制機能を確保しております。

また、コンプライアンス室、内部監査部が法令、社会規範や企業倫理など広い範囲にわたり法令遵守への意識向上に努め業務運営の適正性をチェックし、継続的にコンプライアンス教育を実施することに加え、未整備な点は業務改善を適時実施しております。

さらに、重要事項については取締役会または、執行役員会に報告する体制を取ることで内部統制システムの運用を図っております。

1. 当社企業グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス体制に係る伊藤園グループ行動規範・行動基準の手引きを取締役に於いて決議し、当社企業グループの取締役及び従業員等が法令及び定款並びに企業倫理を遵守した行動をとるための行動規範・行動基準としております。

(2) 社長より任命された取締役を委員長とするコンプライアンス委員会及び当該委員会の運営事務局をコンプライアンス室に置き、伊藤園グループ行動規範・行動基準に基づき伊藤園グループのコンプライアンス体制の実効性を高めます。

(3) 法令、その他コンプライアンスに関し反する行為について、従業員等が直接情報を提供できる方法として、社内、社外に相談窓口を設けております。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 法令、社内規程に定める取締役の職務執行に係る情報の保存期間中は、検索可能な状態で文書または電磁的媒体に記録、保存し取締役及び監査役による閲覧が可能な状態を維持しております。

(2) 上記文書の保存期間は、法令に別段の定めのない限り、文書取扱規程に定める各文書の種類によります。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社の業務執行に係るリスクを以下のとおり認識し、リスク担当部署を定め、規程、規則及びガイドラインを策定すると共に、横断的なリスク管理体制を構築しております。

ア) コンプライアンス上のリスク

伊藤園グループ行動規範・行動基準により、コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス室を中心として全社的なコンプライアンス教育を実施し推進しております。

イ) 情報セキュリティ上のリスク

情報保護に関しては、個人情報保護方針を定めており、個人情報の漏洩を未然に防止すると共に、業務上の情報管理については、コンピュータのセキュリティを強化し、情報の漏洩及び不正アクセスを防止いたします。

ウ) 品質及び環境上のリスク

伊藤園グループ品質管理方針を定め品質、製品の安全性の向上及び製造物責任の対応等を含め、組織的な管理体制を構築しております。環境上のリスクに関しましては、環境マネジメントシステムの管理手法により環境リスクへの対応を、全社的な環境問題として取り組んでおります。

エ) 財産保全上のリスク

債権管理基準に従い与信管理及び債権回収管理を徹底し、取引先倒産による貸倒損失の発生を未然に防止するよう努めております。また、製品、原料、資材等棚卸資産管理に努め、不良在庫等の発生を未然に防止する体制整備に取り組んでおります。

オ) 災害及び事故のリスク

災害対策委員会において、BCP(事業継続計画)の見直し、災害対応マニュアルの更新を図り、災害時の被害を最小限に止めるべく取り組んでおります。

(2) 不測の事態発生時には、社長を本部長とする対策本部を設置して、迅速な対応を行い被害の拡大を防止し、最小限に止める体制を整えております。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会及び執行役員会を当該体制の基礎とし、原則毎月1回定期に行うほか、必要に応じて臨時に開催しております。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌及び職務権限規程に従い、各担当部門が実施し、担当取締役は必要に応じて確認を行っております。

5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) グループ会社におけるコンプライアンス体制を確保するため、伊藤園グループ行動規範・行動基準に準拠して行動基準等を定めると共に、グループ各社または、当社の法令違反等の行為について直接従業員等が当社に情報提供する手段として社内、社外に通報窓口を整備しております。

(2) グループ会社の経営管理については、関係会社管理規程により管理体制及び管理基準を定め、定期的開催される報告会及び会議で報告・審査されると共に、重要事項の決定等に際しては当社取締役会の決議を得て行う体制となっております。

(3) 内部監査部門は、当社及びグループ各社の内部統制の体制に関する監査を実施し、その結果を社長に報告しております。

6. 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役を補助すべき専任の従業員については、監査役が必要とする員数を当社の従業員の中から監査役補助者として任命し、監査役の指揮命令下に置き、その指示の実効性を確保しております。

(2) 監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得たうえで決定いたします。

7. 当社企業グループ取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 当社企業グループ取締役及び従業員は、業務執行状況及び経営に大きな影響を及ぼす重要な課題につき適宜に監査役に報告を行います。

(2) 監査役は必要に応じて当社企業グループの取締役及び従業員に対して報告を求めることができます。また、監査役に報告をした当社企業グループの取締役及び従業員に対して、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁じます。

8. 監査役による監査が実効的に行われることを確保する体制

(1) 監査役は、社長、内部監査部門及び会計監査人と相互に情報、意見交換を行い監査業務の充実が図れる体制となっております。

- (2) 監査役は、当社内部体制の体制整備及び運用に問題があると認めるときは、取締役会で意見を述べると共に、改善策の実行及び報告を求めることができます。
- (3) 伊藤園グループでの法令違反その他コンプライアンス上の問題については、監査役に適宜に報告される体制を確保いたします。
- (4) 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは当該費用又は債務を適切に処理いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、社会的責任を強く意識し、社会的秩序を破壊し、企業の健全活動を阻害する個人及び団体とは一切の関係を遮断し、暴力団追放運動推進都民センター、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等と密接な連携をとり、暴力団や総会屋等の反社会的勢力からの不当要求に対しては、如何なる理由があろうとも、これに応じることなく、組織を挙げて対応し、役員はもとより全社員が毅然たる態度で断固対決姿勢で臨みます。

- (1) 反社会的勢力との対応原則である「利用しない」「恐れない」「金を出さない」の「三ない運動」に加えて、「暴力団と交際しない」を強化推進しております。
- (2) 反社会勢力による被害を防止するための基本原則である「組織としての対応」「外部専門機関との連携」「取引を含めた一切の関係遮断」「有事における民事と刑事の法的対応」「裏取引や資金提供の禁止」の5つの指針を遵守しております。

2. 反社会的勢力に向けた整備状況

当社グループは、「コンプライアンス企業・伊藤園グループ」の構築を目指し、2004年5月、伊藤園取締役会の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、伊藤園本社に「コンプライアンス室」を新設いたしました。

全グループ企業及び全社員に反社会的勢力との対決方針を周知させるため「伊藤園グループ行動規範」及び「同・行動基準」等を作成し、これを「コンプライアンス行動基準の手引」及び「同・行動基準Q & A」の教育冊子に登載し、社員の対決意識を強めるため、コンプライアンス室、総務部渉外室、内部監査部などが協力して社員教育に力を注いでおります。

- (1) 管轄警察署、暴力団追放運動推進センター、特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関との連携を密にして情報入手に努めている。
- (2) 反社会的勢力に関する情報収集は、全社を挙げて取り組み、情報の一元化による有効活用に努めている。
- (3) 全社員に周知させるため、部署別、拠点別のコンプライアンス教育実施の際に指導を行っている。
- (4) グループ企業による「コンプライアンス推進責任者連絡会」において、グループ各社が同じ価値観の下に反社会的勢力との対決姿勢を貫くよう歩調を合わせている。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は現時点において買収防衛策を導入しておりません。その理由としまして、買収防衛策が必ずしも有効的に機能するとは限らず、かつ導入により株価が下がり、かえって買収リスクを高めかねないと思われるためです。すべてのステークホルダーとの関係を密にして、業績を上げかつ当社を深く理解していただき、企業価値を常に高めることが最大の買収防衛策と考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は、内部情報に関する管理基準等を定め、「金融商品取引法」に違反する内部者取引（インサイダー取引）を未然に防止することを目的とする「内部情報管理規程」を制定しています。

当社は、この「内部情報管理規程」に基づき、当社の運営、業務及び財産の変動に関する事実や、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実（以下「重要事実」という）についての報告・開示体制を構築しています。（当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の模式図参照）

1. 情報管理責任者

取締役社長が情報管理責任者となります。ただし、取締役社長は、必要がある場合には取締役の中から情報管理責任者を指名することができます。

2. 内部情報管理の主管部署

内部情報管理は広報部が行い、情報管理責任者の指揮・監督の下に全社的な情報管理の統括と対外的な公表に関する業務を行います。

3. 内部情報の社内報告

情報の所管部署は、重要事実が発生したときは、電話・ファックス・文書等によって速やかに広報部に報告し、広報部は、その報告を受けた後、ただちに情報管理責任者に報告します。

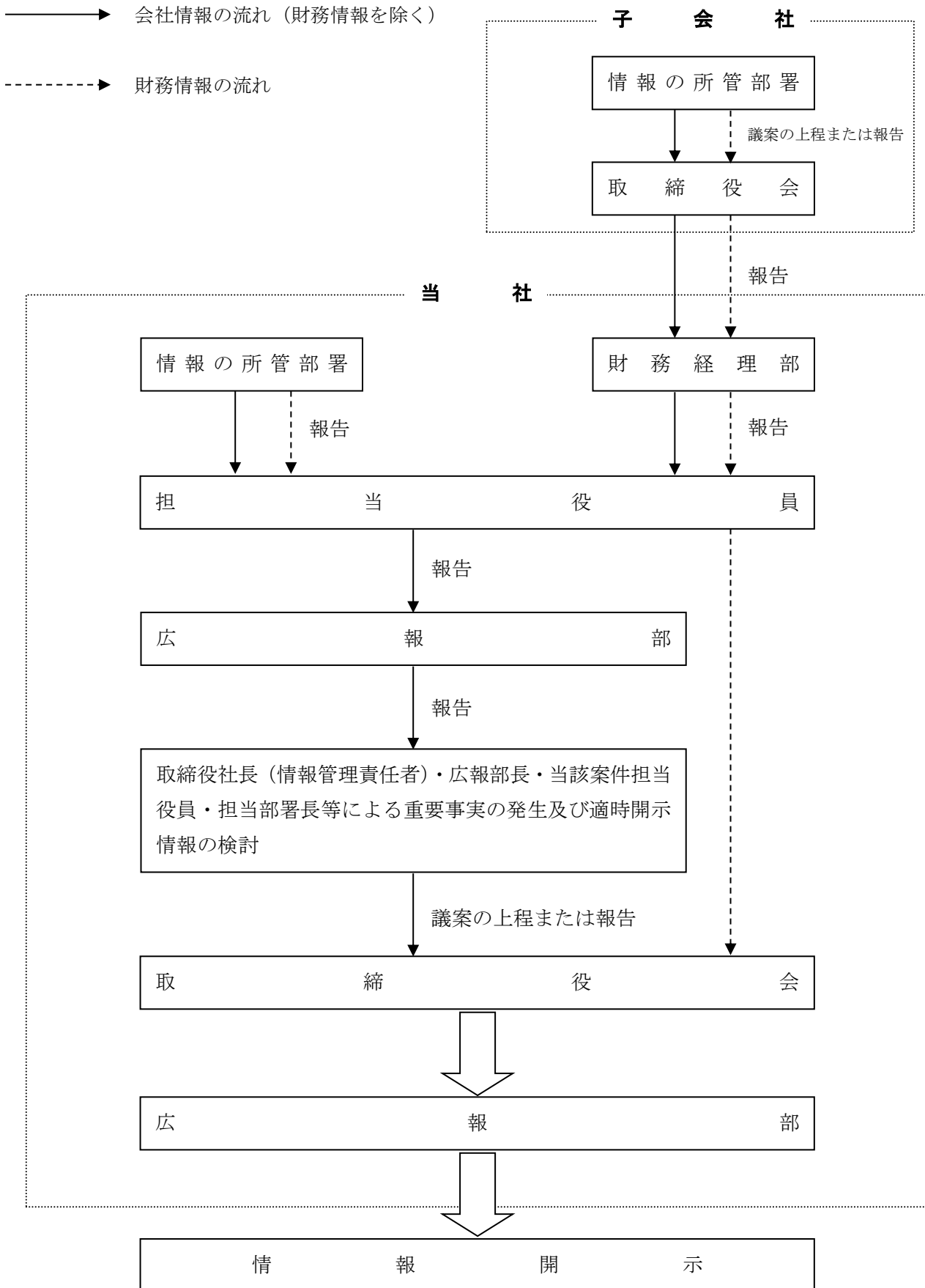
4. 重要事実の発生及び適時開示情報の検討

取締役社長（情報管理責任者）、広報部長、当該案件担当役員及び担当部署長等により重要事実の発生及び適時開示情報か否かについて検討し、取締役会に上程または報告します。

5. 内部情報の公表

重要事実の公表は広報部が速やかに行います。

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の模式図は次のとおりです。



TDnet、記者クラブへの投げ込み及び当社ホームページ掲載等にて開示

株主総会

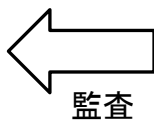
選任・解任

選任・解任

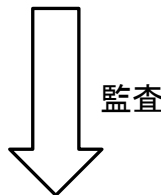
選任・解任

取締役会
【経営・監督】

監査役会
【経営監視】

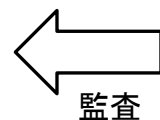


諮問委員会
・指名・報酬委員会
・コンプライアンス委員会 他



選任・解任

代表取締役



会計監査人

【経営執行】

【内部統制】

執行役員会

内部監査部

コンプライアンス室



社外弁護士

助言・指導

CSR/ESG
推進委員会
↓
CSR/ESG
推進部

各種専門委員会
・内部統制推進委員会
・災害対策委員会
・長期経営計画委員会
・人事制度改善委員会 他